

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 14 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和4年12月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>○事務全体の概要 介護保険法の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課徴収、受給者台帳及び給付実績の管理を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格取得、異動、喪失等の届出及び被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理②介護保険料の算定に必要な情報等の照会③賦課情報の被保険者及び関係機関への通知等④減免及び徴収猶予に係る申請等⑤要介護認定の新規、変更等の申請及び居宅、介護予防サービス計画の届出等⑥福祉用具購入、住宅改修費、その他償還払いに係る申請等⑦高額介護サービス費等の支給申請等⑧負担限度額認定等の申請等⑨賦課額に基づく収納業務、還付充当業務及び滞納整理業務 |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の68の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号・番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。) (第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号・番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93)・番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94)・別表第2主務省令(第46条、第47条) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部高齢者福祉課、総務部税務課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部高齢者福祉課 電話048-556-1111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年11月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年11月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|---|---|------|-------------|
| 平成29年6月14日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 高齢者福祉課長 夏目眞利 収納課長 吉田明夫 | 高齢者福祉課長 野辺博彦 収納課長 橋本雅至 | 事後 | |
| 平成29年6月14日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成27年8月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| 平成29年6月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年8月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年9月25日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 高齢者福祉課長 野辺博彦 収納課長 橋本雅至 | 課長 | 事後 | |
| 平成30年9月25日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年9月25日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | IV リスク対策 | | | | 様式変更に伴い新規記載 |
| 令和2年6月15日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総合政策部広報広聴課 048-556-1111 | 〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総合政策部財産管理課 048-556-1111 | 事後 | 機構改革に伴う変更 |
| 令和2年6月15日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和2年4月1日 | 事後 | |
| 令和2年6月15日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和2年4月1日 | 事後 | |
| 令和2年12月7日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部高齢者福祉課 TEL 048-556-1111 | 郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111 | 事後 | |
| 令和2年12月7日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総合政策部財産管理課 TEL 048-556-1111 | 郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部高齢者福祉課 電話048-556-1111 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------|-----------|-----------|------|-----------|
| 令和2年12月7日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 | 令和2年10月1日 | 事後 | |
| 令和2年12月7日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 | 令和2年10月1日 | 事後 | |
| 令和3年12月27日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年10月1日 | 令和3年11月1日 | 事後 | |
| 令和3年12月27日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年10月1日 | 令和3年11月1日 | 事後 | |
| 令和3年12月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 総務部収納課 | 総務部税務課 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年11月1日 | 令和4年11月1日 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年11月1日 | 令和4年11月1日 | 事後 | |